

第一〇回

参第四号

水産省設置法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 本省

第一節 内部部局（第五条 第九条）

第二節 附属機関（第十条 第十五条）

第三節 地方支分部局（第十六条 第十八条）

第三章 職員（第十九条・第二十条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水産省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、水産省を設置する。

2 水産省の長は、水産大臣とする。

（水産省の任務）

第三条 水産省は、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 水産業の発達、改善及び調整を図ること。
- 二 水産資源の保護を図り、及び漁業関係を調整すること。
- 三 水産業に関する協同組合その他の団体の発達、改善及び調整を図ること。
- 四 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに冷凍及び冷蔵に関する事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 五 水産物、水産製品（水産物を原料又は材料として製造し、又は加工した物をいう。以下同じ。）及び水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 六 水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。
- 七 水産業並びに漁業者及び漁業従事者に関する調査を行い、及び統計を作成すること。
- 八 漁業者及び漁業従事者の生活の改善及びその社会的経済的地位の向上を図ること。
- 九 水産動植物の増殖を行うこと。
- 十 所掌事務に係る事業に対する金融の円滑を図ること。
- 十一 漁船の性能の向上を図ること。

十二 漁船再保険事業を行うこと。

十三 漁港の整備を図ること。

(水産省の権限)

第四条 水産省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 水産省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る物資の割当を行い、又は配給を規制すること。

十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し、又は禁止すること及びその生産(加工及び修理を含む。)出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること。

十五 所掌事務に係る物資の生産(加工及び修理を含む。)出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し、又は禁止すること。

十六 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸与を命ずること。

十七 漁業に関する協定その他の取極を行うこと。

十八 水産業協同組合その他所掌事務に係る団体につき許可又は認可を与えること。

十九 漁業を免許し、許可し、及び漁業関係を調整すること。

二十 漁業の指導監督を行うこと。

二十一 漁業権者等に対し補償金を交付すること。

二十二 漁業に関する免許料又は許可料の額を定め、これを徴収し、及びその納付に関する負担を軽減すること。

二十三 所掌事務に係る事業に対する資金融通に関し農林中央金庫を指導監督すること。

二十四 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を与えること。

二十五 輸出に係る水産物及び水産製品の等級、標準及び包装条件を定めて、これらの検査を行うこと。

- 二十六 所掌事務に係る物資について日本農林規格を定め、及びこれにより格付を行うこと。
- 二十七 中央卸売市場につき認可を与えること。
- 二十八 所掌事務に係る物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所及びその物資の売買取引の委託を受ける商品仲買人の登録を行い、及びこれを監督すること。
- 二十九 漁船の建造、改造又は転用を許可すること。
- 三十 漁船の登録及び検査を行うこと。
- 三十一 漁船再保険事業を行うこと。
- 三十二 漁港の指定を行い、漁港の整備計画を定め、漁港修築事業の施行につき許可又は認可を与え、及び漁港管理者を指定すること。
- 三十三 漁港修築事業を行うこと。
- 三十四 漁港修築事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 三十五 漁港の区域における公有水面の埋立を認可すること。
- 三十六 水産業に関する報告を徴すること。
- 三十七 所掌事務に係る事項の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。
- 三十八 前各号に掲げるものの外、法律（これに基き命令を含む。）に基き水産省に属させられた権限

## 第二章 本省

### 第一節 内部部局

（内部部局）

第五条 本省に大臣官房及び左の三局を置く。

漁政局

施設局

調査研究局

（大臣官房の事務）

第六条 大臣官房においては、水産省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 渉外事務に関すること。
- 十 こう報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 水産行政に関する企画を行うこと。
- 十三 水産物、水産製品及び水産業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送に関する連絡を行うこと。
- 十四 水産講習所に関すること。
- 十五 前各号に掲げるものの外、水産省の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。

( 漁政局の事務 )

第七条 漁政局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。
- 二 漁業に関する協定その他の取極に関すること。
- 三 水産に関する協同組合その他水産業団体に関すること。
- 四 漁業の免許及び許可に関すること。
- 五 漁業の指導監督を行うこと。
- 六 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。
- 七 漁業権等の補償並びに免許料及び許可料に関すること。
- 八 水産増殖に関すること。
- 九 所掌事務に係る事業に関し、資金のあつ旋を行い、及び農林中央金庫の行う金融業務を指導監督すること。
- 十 漁村の負債整理に関すること。

( 施設局の事務 )

第八条 施設局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 水産物及び水産製品の集荷、配給及び消費並びに中央卸売市場に関すること。
- 二 水産製品の生産に関すること。
- 三 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関すること。
- 四 輸出に係る水産物及び水産製品の等級、標準、包装条件及び検査並びに水産物及び水産製品の規格に関すること。
- 五 水産物及び水産製品についての商品取引所及び商品仲買人の登録及びその指導監督に関すること。
- 六 燃油、漁網網その他の水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関すること。
- 七 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関すること。
- 八 漁船の設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導

監督を行うこと。

九 漁船保険及び漁船再保険特別会計に関すること。

十 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成を行うこと。

十一 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関すること。

(調査研究局の事務)

第九条 調査研究局においては、左の事務をつかさどる。

一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに関すること。

二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに関すること。

三 前二号に掲げるものの外、水産に関する調査研究及び統計の作成に関すること。

四 水産に関する資料の取まとめに関すること。

五 水産に関する科学技術の普及に関すること。

六 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。

七 水産研究所に関する事務を処理すること。

#### 第二節 附属機関

(附属機関)

第十条 第十五条に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

水産研究所

日光養魚場

水産講習所

輸出水産物検査所

(水産研究所)

第十一条 水産研究所は、水産に関する試験、研究、分析、鑑定、調査、講習、種苗及び標本の生産及び配布並びに技術の普及を行う機関とする。

2 水産研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
北海道区水産研究所		北	海 道
東北区水産研究所		塩	釜 市
東海区水産研究所		東	京 都
南海区水産研究所		高	知 県
西海区水産研究所		長	崎 県
日本海区水産研究所		七	尾 市
内海区水産研究所		広	島 市
淡水区水産研究所		東	京 都

3 水産大臣は、水産研究所の事務を分掌させるため、所要の地に水産研究所の支所を設けることができる。

4 水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、

水産省令で定める。

(日光養魚場)

第十二条 日光養魚場は、淡水魚の養殖並びに種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 日光養魚場は、栃木県に置く。

3 日光養魚場の内部組織については、水産省令で定める。

(水産講習所)

第十三条 水産講習所は、水産に関する学理及び技術の教授及び攻究を行う機関とする。

2 水産講習所の位置は、下関市とする。

3 水産講習所の内部組織については、水産省令で定める。

(輸出水産物検査所)

第十四条 輸出水産物検査所は、水産物の検査を行う機関とする。

2 輸出水産物検査所は、東京都に置く。

3 水産大臣は、輸出水産物検査所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に支所又は出張所を設けることができる。

4 輸出水産物検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、水産省令で定める。

5 輸出水産物検査所は、輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)第三条又は第四条の規定によつて指定されるものの検査については、通商産業大臣の監督をも受けるものとする。

(その他の附属機関)

第十五条 左の上欄に掲げる機関は、水産省の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄記載の通りとする。

種	類	目	的
中央漁業調整審議会		漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の施行に関する重要事項を審議すること。	
瀬戸内海連合海区漁業調整委員会		瀬戸内海における漁業調整を行うこと。	
漁船保険審査会		漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)により政府の行う再保険に関する事項を審査すること。	
漁港審議会		漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の施行に関する事項を調査審議すること。	

2 中央漁業調整審議会及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会については漁業法、漁船保険審査会については漁船保険法、漁港審議会については漁港法の定めるところによる。

### 第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十六条 水産省に左の地方支分部局を置く。

瀬戸内海漁業調整事務局

水産駐在所

(瀬戸内海漁業調整事務局)

第十七条 瀬戸内海漁業調整事務局は、本省の所掌事務のうち、瀬戸内海における水産動植物の繁殖保護、漁業の許可、漁業取締その他漁業調整、漁業調整委員会の監督等漁業法の施行に関する事務を分掌する。

2 瀬戸内海漁業調整事務局は、神戸市に置く。

3 瀬戸内海漁業調整事務局の内部組織については、水産省令で定める。

(水産駐在所)

第十八条 水産駐在所は、本省の所掌事務のうち、漁業の許可(瀬戸内海漁業調整事務局の所掌に属するものを除く。)に関する事務を分掌する。

2 水産駐在所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、水産省令で定める。

### 第三章 職員

(職員)

第十九条 水産省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところによる。

(定員)

第二十条 水産省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

### 附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に農林省の職員である者のうち、水産庁に勤務する者は、水産省の職員にそれぞれ同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に辞令を発せられたときは、この限りでない。

## 理 由

水産業を振興し、水産物の増産を図り、以て経済の興隆と国民生活の安定に寄与するため、水産庁を廃止し、新たに水産省を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。